

令和4年調布市教育委員会第10回定例会会議録

1. 日 時 令和4年10月20日午前10時00分～午前11時05分（1時間05分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

函 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 副 主 幹 市 川 陽 介

教 育 総 務 課 副 主 幹 岡 本 広 美

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 福 山 武 志

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

	北 部 公 民 館 長	小 野 敏 希
	図 書 館 主 幹 兼	
	図 書 副 館 長	小 池 信 彦
	図 書 館 副 主 幹	長 崎 光 利
	図 書 館 副 主 幹	海老澤 昌 子
	郷 土 博 物 館 副 館 長	御 前 智 則
1. 事務局出席者	教育総務課総務係長	澤 井 昭 宏
1. 会議録署名委員	教 育 長	大和田 正 治
	委 員	福 谷 文 夫

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和4年調布市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

本日は、千田委員、早野郷土博物館長は都合により欠席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議につきましては、教育長及び委員の過半数が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。

日程第1 令和4年調布市教育委員会第10回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和4年調布市教育委員会第10回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、福谷委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、市川教育総務課副主幹から、令和4年第3回調布市市議会定例会について報告を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 令和4年第3回調布市議会定例会について御説明いたします。資料1を御覧ください。

令和4年第3回調布市議会定例会は、1に記載のとおり、会期を9月5日から9月28日までの24日間で開催されました。

2に記載の市長提出議案、市長報告が計31件、そのうち教育部関連の議案は、資料の1ページから2ページにわたって記載している表のとおり、令和3年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定についてと、令和4年度調布市一般会計補正予算（第3号）の計2件であ

りました。

2 ページの 3, 陳情は 4 件あり, そのうち教育部関連はありませんでした。

3 ページを御覧ください。4 の市長提出案件に対する質疑のうち, 議案として提出された前年度決算に関する内容について, 総括的に質疑を受ける取り組みが本定例会で初めて行われました。全10件の質疑のうち, 本定例会から初めて行われた前年度決算に関する内容は 9 会派から質疑が出され, そのうち教育部関連としては 1 会派から質問を受けております。

また, 5 の一般質問は, 19 人の議員から質問が出され, そのうち教育部関連としては 3 人の議員から質問を受けております。質問の要旨, 答弁概要につきましては, 資料 3 ページから 9 ページにわたって記載したとおりです。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に, 関口教育総務課施設担当課長から, 令和 4 年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料 2 をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして, 10 月 7 日現在の進捗状況の報告です。

1 件の工事が完了し, 引き渡しまで完了しました。

前回の定例会以降, 新たに契約した工事については, 社会教育施設の 1 件で, 4 ページを御覧いただきまして, 上段 No.29 の工事となります。武者小路実篤記念館で内壁及び屋上防水改修工事を実施するもので, この後, 郷土博物館から報告します資料 8 とも関連したものととなります。

続きまして, 5 ページをお願いいたします。No.1 の写真は, 第一小学校体育館改修工事の状況で, 体育館内部の施工状況です。これまでの間, 体育館内部にも工事用仮設足場を設置し, 主に天井面の塗装や LED 照明器具の設置等, 高所での改修作業を進めておりましたが, 作業が完了し, 仮設足場の撤去まで完了しました。この後, フローリング床の工事や 1 階部分の壁周りの改修作業を進める予定です。

No.2 の写真は, 国領小学校給食室ほか改修工事の施工状況で, 調理室内のコンクリート床の中に敷設する設備配管の設置作業を進めています。

No.3 の写真は, 上ノ原小学校体育館外部改修工事の施工状況で, 体育館の屋根の施工状況です。新しい屋根材の設置がおおむね完了しました。写真の中央に写っているものは,

換気塔を設置する箇所となります。夏場、体育館内の室温は高温となり、温まった空気は性質上、体育館内部の最上部の箇所に滞留しますので、この空気を屋外に排気するための換気用の開口部となる換気塔をこの箇所に設置します。

続きまして、6ページをお願いいたします。No.4の写真は、多摩川小学校校舎増築工事の施工状況、No.5の写真は、布田小学校校舎増築工事の施工状況となりまして、建物の基礎工事を進めています。

No.6の写真は、飛田給小学校校庭整備工事の施工状況で、校庭整備工事がおおむね完了しました。工事の移行期限は明日10月21日までの予定となっており、原則、工事完了後の完了検査に合格し、引き渡しまで完了しますと供用開始。授業等での使用はできません。当該工事では校庭整備のほか、校舎北側の門の門扉の改修も同時に実施する予定となっております。こちらの作業が完了しますと工事完了となります。このため、校庭部分については中間検査を実施し、工事期間中ではありますが、授業等で既に使用できる状況となっております。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、丸山学務課長から、令和4年度調布市教育人口等推計の概要について、調布市立学校における新規感染者数・臨時休業の状況（新型コロナウイルス感染症）について、以上2件の報告を願います。丸山学務課長。

○丸山学務課長 私からは、令和4年度調布市教育人口等推計の概要について報告いたします。資料3をお願いいたします。

まず、資料上段の1、教育人口等推計の概要を御覧ください。一番左側、推計の目的のとおり、本推計は、教育行政の諸施策の基礎資料とするため、令和5年度から令和9年度までの市立小・中学校の児童・生徒数及び学級数を学校別に推計したものです。

推計の方法の部分を御覧ください。東京都の教育人口等推計とは、東京都教育委員会が教育行政上の諸施策を企画立案するために必要な基礎数値を得ることを目的として、昭和31年度から毎年実施している推計であり、区市町村立小・中学校のほか、義務教育学校及び中等教育学校全課程を含む都内の公立小学校児童数及び公立中学校生徒数を算出しているものです。

東京都教育委員会では、就学予定者数については、住民基本台帳による東京都の世帯と人口、公立小学校児童数及び公立中学校生徒数については、学校基本調査速報の人数をそれぞれ基本とし、その人数が将来、学年進行に際してどれだけ増減するか、主に現年の実

績増減率を基に推計しています。令和4年度も9月22日付で推計結果が公表されており、調布市教育委員会では、参考として提供を受けた推計資料を基礎資料として本資料を作成しております。

学級数の部分を御覧ください。令和3年4月に改正された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が施行されました。改正により、小学校の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人から35人に引き下げるものです。令和4年度は3年生までとなり、令和7年度までに全学年が35人学級となります。この法改正により学級数が見込まれます。また、中学校においては、中1は東京都による中1ギャップの予防、解決のための教員加配を活用して35人学級、中2、中3は現行基準のとおり40人学級となります。

次に、左側上段、2、小学校の推計結果の主なポイントであります。小学校については、中段のグラフのとおり、児童数は令和6年度がピークであり、今後2年間で140人、令和6年度には24学級増加し、1万1,432人に上る見込みとなっております。前年度と比較すると、ピーク時の増加幅が小さくなっており、ピークは令和6年度であるという推計は変わっておらず、令和3年度から令和4年度にかけて既に70人増加しております。増加幅は少なくなっているものの、傾向としては前年度と大きく変わっておりません。これは基準とした本年4月の未就学人口及び小学校の学齢人口が前年度と比較して減少していることから、増加傾向にありながら、その伸び率が低下しているものと思われる。その後、令和7年度には減少に転じます。

一方、先ほど御説明した法改正により、学級数は令和6年度には令和4年度と比較し、24学級増となっております。令和7年度には全学年の学級編制の標準が35人となることから、以降は児童数の変化によるものと思われる。

学校ごとの状況は、中央の表と右の今後の傾向にある地図のとおりですが、個別の学校では、第一小学校、滝坂小学校が増加傾向と施設の課題、石原小学校の児童数増加、深大寺小学校や上ノ原小学校の児童数減少の推移について、今後も動向を注視する必要があると考えております。

次に、中学校については、左側下段の3、中学校の推計結果及び中央グラフのとおり、令和5年度から6年度にかけて減少傾向となりますが、その後、増加に転ずる見込みであります。学校ごとの状況は、下段中央の表と右の今後の傾向にある地図のとおりとなりますが、個別の学校では、神代中学校の推移と第四中学校、第八中学校の増加傾向を注視し

ていく必要があると考えております。

小・中学校全体の推移としては、地域差が極端に発現した予測となっております。開発等により人口が流入する地域の小・中学校については、最大6学級増となり、再開発が落ち着き、卒業等によって学齢人口が減少する地域の小・中学校については、最大5学級の減となる予測があることから、施設面の対応など、今後も引き続き教育総務課施設担当と連携してまいります。

こちらの説明は以上となります。

続きまして、調布市立学校における新規感染者数・臨時休業の状況（新型コロナウイルス感染症）について報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

感染状況は、2学期が開始されてからは減少傾向が続いており、19日の新規感染者の報告件数は、小学校6人、中学校1人、臨時休業状況は、小学校の学級閉鎖2校、中学校の学年閉鎖1校となっております。

こちらにつきましては、今後も引き続き国や東京都が示す様々な対策など、動向に注視して対応してまいります。

説明は以上となります。

○大和田教育長 次に、福山学務課主幹から、調布市立国領小学校給食室の改修工事に伴う学校給食調理業務等の事業者選定について報告を願います。福山学務課主幹。

○福山学務課主幹 続きまして、資料の4を御覧ください。調布市立学校における給食調理業務については、市の行財政改革の具体的な取り組みを示しました行革プラン2019に位置付け、民間活力の活用を推進しております。

現状では、市立小学校20校のうち12校で学校給食調理業務等の委託を実施しているところです。その中で今年度は、来年2月下旬までを工期として取り組んでいる国領小学校の給食室の改修工事に伴い、衛生管理の向上や食物アレルギー対策など、新たな調理環境に応じた最適な委託事業者を選定するため、4に記載のスケジュールのとおり、公募型プロポーザル方式に基づき事業者を選定しましたので、報告いたします。

具体的な選定審査については、企業経営の専門家である中小企業診断士や、学校給食の運営を専門とする大学教授のほか、学校長や学校栄養士、給食調理員等で構成する調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会において、事業者3社からの提案を審査し、(1)に記載の株式会社メフォスを選定しました。

なお、当該事業者は、平成23年度より国領小学校で学校給食調理業務を受託しております

す。

今後の予定につきましては、改修工事終了後、準備期間を経て、平成5年度4月上旬より学校給食の提供を開始することとしています。あわせて、学校通じまして保護者への周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和4年9月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 令和4年9月における市内小・中学校の事故等について報告いたします。資料5を御覧ください。

令和4年9月は、小学校5件、中学校3件、合計8件になります。

小学校についてですが、①発生日、9月6日火曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年女子です。当該児童は、休み時間中、友達と遊んでいたところ、遊び道具の取り合いになりました。その後、教室内を走って逃げている際に転倒し、近くの児童机に前歯を打ち付けました。病院で受診し、前歯欠損の診断を受けております。欠損部については、一部プラスチックで補修処置が施されました。

②発生日、9月8日木曜日、発生場所は階段、学校管理内の事故となります。対象児童は第3学年男子です。当該児童は、休み時間に友達をからかい、からかわれた児童が追いかけてきたため逃げ、階段を下り切ったところで壁に衝突し、額を切りました。病院で受診後、額裂傷と診断され、8針縫合の処置を受けております。

③発生日、9月13日火曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故になります。対象児童は第1学年男子です。当該児童は、昼休みに友達と鬼ごっこをしていたところ、友達の足につまずき、右肘から転倒いたしました。病院で受診後、右肘骨折の診断を受けております。

④発生日、9月13日火曜日、発生場所は家庭科室、学校管理内の事故となります。対象児童は第5学年男子です。当該児童は、休み時間に友達の顔の前で拳を寸止めする遊びをしていたところ、誤って拳が友達の前歯に当たりました。病院で受診後、左手甲の裂傷と診断され、6針縫合の処置を受けております。なお、相手の児童についても異常はなしという報告を受けております。

⑤発生日、9月22日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故となります。対象児童は第4学年女子です。当該児童は、昼休みに遊び場所へ向かっている際に、足を滑らせて

転倒いたしました。病院で受診後、左肘骨折の診断を受けております。

続きまして、中学校についてです。

①発生日、9月5日月曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故となります。対象生徒は第1学年女子です。当該生徒は、部活動中、他の部員が道具（支柱）を片付けている際に、支柱が当該生徒の頭部に当たりました。病院で受診し、頭部切創の診断を受けております。検査の結果、頭部への異常は見つかっておらず、受診後、保護者と帰宅しております。

②発生日、9月27日火曜日、発生場所は通学路、学校管理内の事故となります。対象生徒は第2学年男子です。当該生徒は、友達と下校中、口論となり、もみ合い、バランスを崩し、左手を地面に着きました。翌日、痛みが引かないため、翌日の下校後、病院で受診し、左手首中指骨折の診断を受けております。

③発生日、9月29日火曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故となります。対象生徒は第3学年男子です。当該生徒は、保健体育科の授業中、マット運動のハンドスプリングを行っておりました。着地した際にバランスを崩して、左足首を強打いたしました。病院で受診し、左足首剥離骨折の診断を受けております。

報告は以上となります。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事及び佐藤指導室副主幹から、不登校児童・生徒への支援の充実について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 不登校児童・生徒への支援の充実について報告いたします。資料6を御覧ください。

初めに、本市における不登校の状況及び課題について説明いたします。左上の1、本市の不登校の状況及び課題を御覧ください。まず、不登校の定義についてですが、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒となります。不登校については、児童・生徒が何らかの理由により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある児童・生徒数を計上しております。この児童・生徒数については、国が実施している児童・生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査から算出いたしております。

次に、具体的な不登校の状況及び課題についてです。表の数値については、令和3年度末時点の数値になります。また、今年度の数値については、今後国から発表の予定となっております。

不登校児童・生徒の出現率についてですが、令和3年度、小学校では1.41%、昨年度と

比較して0.35ポイント増加しております。人数としましては42人増加しております。中学校では4.23%、昨年度と比較して0.18ポイント増加しております。人数としましては15人増加しております。小学校、中学校合わせると、合計347人となっております。小学校、中学校ともに増加傾向にあり、年々全国や東京都を上回り、特に小学校では高い割合となっております。

次に、学年別不登校児童・生徒数についてです。小学校、中学校ともに学年が上がるにつれて増加傾向がございます。小学校1年生から3年生の下学年における不登校児童数が近年増加している状況がございます。

続きまして、「太陽の子」の通室児童数及び「はしうち分教室」の在籍生徒数についてですが、こちらについては、ほぼ横ばいの状況となっております。また、学校とはつながっていますが、学校内外の機関等での相談、指導等を受けていない状況にある不登校児童・生徒数は、小学校、中学校合わせて105人となっており、増加傾向がございます。

課題としましては2点。1点目は、小学校下学年児童に対しても支援及びその体制を構築する必要があります。2点目は、「はしうち分教室」は、中学校における不登校回復期の生徒を対象としており、混乱期、低迷期の生徒に対応する支援及びその体制の構築が求められることです。不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた多様かつ柔軟な支援の展開の必要があります。

次に、2、不登校児童・生徒への支援の在り方についてでございます。一人一人の状況に応じた支援として社会的自立、社会とのつながり、児童・生徒に寄り添うの3つの視点から支援を実施いたしております。

具体的には右側、3、不登校の段階に応じた支援例を御覧ください。表の上段には、不登校児童・生徒の心と回復への道のりについて、不登校の混乱期、低迷期、回復期の3つの段階に分けて示しております。

下段の表については、各段階における学校内外の支援について取りまとめたものになります。学校内の取り組みといたしましては、表の左の太枠がございます魅力ある学校づくりとして、大きく9つの取り組みを実施しております。この取り組みは、不登校の混乱期における、主に未然防止の取り組みとなっております。低迷期におきましては、多様な学びの場の保証を行う必要があります。家庭や地域の公民館等の学校外の関係施設を活用した安心できる場からゆっくりと外の世界へとつなぐ取り組みを行っております。

大学と連携した取り組みであるメンタルフレンドやテラコヤ・スイッチ、ICTを活用

した学習活動、適応指導教室等が当てはまります。回復期においては、部分的及び本格的な教室復帰や「はしうち分教室」を活用して、社会的自立に向けての取り組みを行っております。不登校児童・生徒が社会的自立に向けた過程の中で、低迷期と混乱期を行き来しながら回復への道のりを歩いていくことを想定しております。

これらの様々な不登校支援事業を生かし、つなげていくために、今年度新たに教育委員会支援会議を設定し、情報共有や調整等を実施しております。不登校におけるすべての段階において、学校、家庭、関係機関がかかわり、一層連携して取り組みを進められるようにしてまいります。また今回、課題の2つ目で御説明した混乱期、低迷期の生徒に対する支援及びその体制の構築に関する対策として、新たに低迷期における訪問型支援を新規に実施いたします。

4、新たな適応指導教室設置を見通した訪問型支援「みらい」の実際についてを御覧ください。本市においては、これまで御説明したような取り組みを実施しているところがございますが、さらに学校内外の支援や相談につながりにくい等の不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた多様かつ柔軟な支援を展開していくために、新たに訪問型の支援事業を実施し、多様な居場所や学びの場の保証を行ってまいります。

具体的には、この後、担当より御説明させていただきます。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 私からは、不登校児童・生徒への訪問型支援「みらい」について御説明申し上げます。別紙のパンフレットを御覧ください。

前回、教育委員会第9回定例会において御説明させていただきました不登校児童・生徒への訪問型の支援事業「みらい」につきまして、様々な御意見をいただき、ありがとうございました。前回いただきました御意見を踏まえ、パンフレットの内容等を一部見直しさせていただきましたので、再度御報告申し上げます。

パンフレットにつきましては、全体的に保護者の方が支援につながりたいと思えるよう、分かりやすく誤解がないような表現に変更いたしました。主な変更点といたしましては、まず事業名でございます。前は「訪問型学習支援」としておりましたが、この事業の目的は、学習支援だけでなく、教育相談を通じて児童・生徒に寄り添った支援を行っていくこととしておりますので、「学習」を除き、「訪問型支援」といたしました。

パンフレットをお開きいただきまして、その支援内容の主な説明としましては、まず児童・生徒の悩みや不安についての相談に乗り、状況に応じて学習のサポートもするという

流れになりますので、その流れが分かるように、教育相談、学習支援という順番で記載いたしました。

次に、対象者についてです。前回、小学生は「主に低学年対象」と記載しておりましたが、この表現を除き、「調布市立小・中学校に在籍している不登校のお子さん」といたしました。先ほど調布市の不登校児童・生徒への支援の充実について全体の説明をさせていただきましたが、小学生については、適応指導教室「太陽の子」への通室が4年生以上であることから、「みらい」にて1年生から3年生にも支援していきたいと考えております。しかしながら、4年生以上が「みらい」の利用対象外になるものではございませんので、パンフレットからは削除いたしました。学校を通しての申し込みになりますので、学校にはこの趣旨を丁寧に説明するとともに、4年生以上で「みらい」の利用を希望される方については、面談を通して丁寧にお話をお伺いし、「太陽の子」も含めてどのような支援ができるのか、保護者の方とお話ししていきたいと考えております。

利用に当たっては、児童・生徒の自宅に訪問する場合は、支援員が2人程度で保護者の在宅時に訪問します。支援方法は、支援を実施していく中で、お子さんの様子や家庭の状況など、一人一人の状況を踏まえ、児童・生徒本人や保護者の方と支援員がよく話し合い、公共施設での訪問支援を併せながら支援してまいります。これまで実施している不登校児童・生徒への支援事業は継続しながら、新たな支援を実施することで、より多様で柔軟な支援をしていきたいと考えております。

今後、不登校児童・生徒に対してどのような支援があるのか、学校、保護者の方、関係機関にも分かりやすい周知に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、中川社会教育課長から、調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業について報告願います。中川社会教育課長。

○中川社会教育課長 調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業について報告いたします。資料7を御覧ください。

調布市八ヶ岳少年自然の家条例第4条第1項ただし書の規定により、下記のとおり、調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業日を定めます。臨時休業日は、令和4年10月27日木曜日から令和5年3月31日金曜日までです。理由としては、機械設備改修工事を実施するためでございます。

以上でございます。

○大和田教育長 次に、御前郷土博物館副館長から、調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について報告をお願いします。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について御報告いたします。

調布市武者小路実篤記念館条例第4条ただし書の規定により、調布市武者小路実篤記念館を臨時に休館するものです。臨時休館期間は、令和4年11月29日火曜日から令和5年3月3日金曜日までです。理由としましては、実篤記念館の外壁及び屋上防水等改修工事期間中、館内で騒音、振動及び塗装によるおおいの発生が予想されるため、展示や閲覧等の利用に供することに支障があるためです。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。榎本委員。

○榎本委員 資料5の小・中学校の事故の報告についてお尋ねしたいと思います。

小学校の④番、家庭科室でけがをしてしまったというところなのですけれども、休み時間にとあるのですが、家庭科室とか、そういう特別教室には休み時間、だれでも入れるようになっているのですか。それとも、本来は入ってはいけないことになっているのでしょうか。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 今、委員から御質問がございました家庭科室の出入りというところでございますが、家庭科室等を含め、特別教室につきましては、教員が付き添いの下、利用するといったやり方で、学校については教室の利用を実施しております。

先ほど休み時間というところで御質問いただきましたけれども、今回この事故が起きている状況は、学校が設定している家庭科の時間が2時間続きの授業形態をとっております。その1時間と1時間の間の休憩時間、休み時間の間に起きた事故というところで報告を受けてございます。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございますか。福谷委員。

○福谷委員 今の家庭科室、私は理科の担当をやっていたので、理科室にはいろいろな

器材があつて、ほかにも美術室だとすれば、彫刻刀の刃などがあると思います。ですから、私が理科室を使う場合、休み時間であれ何であれ、そういう特別教室では遊ばないというか、一切そういう行動はとらないように指導してきました。事故というのは、そんなはずではなかった、そんなつもりではなかったとって起きるのです。ですから、理科室の場合は、とにかくちょっとでもふざけた場合は、理科室から出なさいということで指導してきました。技術科室とかいろいろな危険な状態は想定外に、思わぬところで起きるわけで、そんなことないだろうとって事故というのが起きるので、事故を起こそうと思って起こすことは全くないわけです。その辺、ぜひ学校の中で、無事故、安全ということで徹底していただけたらと思いました。

○大和田教育長 御意見ということでよろしいですか。

○福谷委員 はい、結構です。

○大和田教育長 ほかにございますか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 第3回の市議会定例会の答弁の内容から御質問させていただきます。

4 ページに、働き方改革の推進というところでありますけれども、これまでに教育委員会としては、事務補助であるとか、出退勤のシステム化、あるいは校務支援システムの導入等々、働き方改革には本当に力を入れて、かなり改善されてきているのではなかろうかなと思うところであります。

今年度から本格実施された副校長補佐の配置制度でありますけれども、かなりの学校が配置されていると伺っているわけですが、この副校長補佐の制度についての課題、成果等があれば、ここで教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 所指導室長。

○所指導室長 副校長補佐ですけれども、今年度から本格的な配置ということで、1校に1人ということなのですが、25人配置しているところでございます。これまでもが試行ということで、令和2年度は1校、令和3年度は11校といったところですが、非常に効果的であると。副校長の業務が軽減されている、大きな成果ということで学校からの声をいただいているところです。

特に成果といたしましては、副校長がやる業務が様々あるわけですが、アンケート調査の取りまとめとか、あとは文書の作成であったり、印刷であったり、様々なところで支援をしていくというところでは、確実な時間短縮につながっていると伺っておりま

す。中には、副校長が定時にも帰れるようになったというような声も伺っているところでございます。

課題といたしましては、人の配置でございますので、伺っているところによりますと、やはりパソコンが使える副校長補佐の方がいらっしゃると非常に効果的だと伺っておりますので、パソコン業務に長けているような方を配置できるかということが課題になっているところでございます。

来年度に関しましては、今25校ではありますけれども、全校からぜひ副校長補佐を配置したいということで、来年度は全校の配置をしたいと考えているところでございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。よその市もうらやましいということを知っていますが、ぜひ充実を図っていただきたいなど。

かつては、副校長は校長の補佐をしなければいけないのだけれども、校長が副校長の補佐をしているなどという冗談もつかないことも耳にしたことがあります。それだけ副校長の業務というのは多岐にわたって大変な業務をこなしていらっしゃると。そういった意味では、とてもいい制度だと思いますので、このパソコンの問題はありましたけれども、ここら辺りは、何か一律に、例えば研修ができることがあるとか、そういう制度を設けていくことによって、さらなる充実が図られるかなと思いますが、その辺を検討しながら充実を図っていただければと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございますか。細川委員。

○細川委員 同じところでありますけれども、働き方改革の一環として、希望する中学校に部活動指導員を配置というようなことを答弁でおっしゃられていますので、現在の部活動指導員の配置状況等、またその効果等々について御説明いただけるとありがたいです。

○大和田教育長 所指導室長。

○所指導室長 部活動指導員、こちらも教員の働き方改革ということで、学校への人材配置という形で支援して行っているところでございます。今年度からの配置ということで、今年度は中学校8校あるのですけれども、そのうちの5校に1人ずつ、5人になりますが、配置をしているところでございます。

昨年度に部活動指導員の配置につきましては、意向調査をさせていただいたところではありますが、5校からはぜひ配置してほしいということがありましたので、5校という形になっているところです。

この部活動指導員ですが、働き方改革に非常に成果が上がっているということなのですが、それは休日の大会であったり、試合であったり、そのようなところも、教員でなくても、部活指導員が引率して生徒を連れていくことができることになっております。日々の部活動の中での指導に加えて、さらに休日、引率で教員なしでもできるところが非常に好評をいただいているところでございます。

来年度につきましては、全校からぜひ入れてほしいというようなことを伺っておりますので、学校からの要望にこたえられるよう対応していきたいと考えているところでございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 この部活動指導員になっておられる方というのは、こういったところから選出しているのでしょうか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所指導室長 多いところが、以前、学校の教員でいらっしゃった方が退職されて、その後、部活動指導員になっていただくケースでございます。また、地域の方で、これまでも外部指導員としてかかわっていらっしゃった方が新たな制度である部活動指導員になっていただくケースもございます。各学校によって様々であります。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 では、各校で人を探しているというような状況なのですか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所指導室長 各校で探すというケースもありますけれども、会計年度任用職員として公募で採用して、任用しているというものでございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。これからまた部活に関しては、地域移行等々も進められていく中であって、また先生方もこれについてはどうなっているのだろうかという不安を非常に抱いているところでもあろうかと思えます。

やりたい先生とやりたくない先生のいる中で、難しい整理が必要になってくるのかなとは思いますが、適切な人材をどういう発見していくか、発掘していくかということがまた非常に大きな課題だろうと思えますので、例えば地域の中で探すと言っても、なかなか今、学校にかかわってくださる方を探すのが非常に難しいような状況もありますので、早めに様々なところに、例えば体育協会との連携なども当然考えていらっしゃる

は思うのですが、様々なところに手が伸ばしていくようなことをしていただけたらうれしいなと思います。

同時に、休日試合の引率等はすごく効果があったということでもありますけれども、これも教育的なところで考えると、それまで平日、頑張って指導してきた先生が、大会の試合を見ないというのはどうなのだろうかというところも難しいものだな、働き方と、時間削減と教育的な部分というところでの兼ね合いが非常に難しいところかなと思います。

これは部活動だけではなくて、子どもの安全という面でもそれが大きく影響してくるところではないかと思うのです。例えば、放課後の時間帯に子どもの安全が脅かされるような状況が起きたとか、そういったときに、時間外だから対応しないということは当然あり得ないと思うのですが、こういうケースではそこまで対応しなくても大丈夫、というようなある程度の線引きといたしまししょうか、そういったものが示されていないと、ケースごとの対応というのはまた難しくなってしまうところもあるかと思っておりますので、そういったところにも具体的な進め方という点で検討を加えていただけるとありがたいなと思う次第であります。

○大和田教育長 所指導室長。

○所指導室長 今、細川委員から部活動指導員ということで、まずはその配置、それから、どのように子どもたちの安全を守っていくのかというようなお話がありました。こちらは、先ほどのお話にありましたように、部活動の地域移行というところとも実は緊密な関係がございまして、今後は部活動指導員を拡充していくというような形で、部活動の地域移行の方策の1つとしては考えているところではございます。ただ、やはり人材というところでは、学校だけでできるというものではなく、また地域だけでも対応できるものではないので、今、委員おっしゃられたように、体育協会であったり、文化系のものもありますので、様々なところに力を借りていかなければならないと認識しているところでございます。

また、部活動といたしますと、やはり子どもの健全育成であったり、様々なところに影響を与えるものでございます。子どもたちの育ちといったところでは、学校の教員は兼職兼業という形になったりする場合もあるかと思っておりますが、その辺りのところも今後の課題と考えているところです。

あとは、やはり安全。子どもたちへの指導が適切なものでなければならないというように部分に関しましては、部活動の地域移行の課題も大きな1つであるとも認識しております。

す。今申しあげた人材の発掘であったり、適切な指導が行われる、様々なものがありますけれども、このことにつきましては、教育委員会だけではなく、市全体でも考えていくような形で進めていきたいと考えているところです。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。部活の地域移行というところに関しては、その制度が固まってくるまでの調整が非常に難しいところであり、多分、部活の顧問の先生や現場の、それこそ先ほどお話になった副校長先生だとか、調整に大変時間を取られることになろうかと思しますので、そうしたことがスムーズに進められるような御支援をいただければありがたいと思います。

○大和田教育長 ほかにございませんか。福谷委員。

○福谷委員 不登校児童・生徒の支援について先ほどありましたけれども、「みらい」は非常にすばらしい支援だと思います。不登校は保護者だけではなくて、いろいろ悩みもあって、どこに相談したらいいのかなとか、どのように相談したらいいのかなというのは、不登校を抱えた保護者たちを始めとする関係の方だと思います。

ここで「みらい」という支援に向けての流れですけれども、特に個別の訪問があるというか、非常に相談に乗りやすいなと思ったのですが、まず「みらい」の利用の流れの中で、学校に相談と。「利用を希望する方は、まずはお子さんが在籍する学校にご相談ください」、この「在籍する学校」に相談しにくいというか、したくないというか、どうも学校が敬遠されるとか、もともと先生についてあまり相談するような形でないとかという、いろいろなケースがあると思います。

「みらい」という利用の流れの中で、例えば電話でも相談できる、教育委員会に電話相談の窓口があって、「実はうちの子、こうなんですけど」というような部分とか、学童に通っていて、学童の先生だったら相談しやすいとか、児童館の館長さんなら相談しやすいとか、そういうところから情報が教育委員会の「みらい」に集約されて、では、どうやって動かしましょうかというので、教育委員会の「みらい」のほうから具体的に悩んでいる、保護者の相談に乗ってあげて、具体的にこういう方法でいきましょうということで、ぜひいろいろ窓口を周知徹底していただいて、広めていただければ、こんなすばらしいものがあるだけでないと思います。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 こちらの不登校児童・生徒への対応につきましては、まず学校と

こういった支援が必要なのかというところを、学校と連携しながら対応していくことが大切だと考えておりますので、学校での御相談申し込みとされているところではございますが、教育委員会の指導室にも支援員の教育支援コーディネーターもおりますので、そちらの相談があった場合には相談をお受けしまして、学校につないでいくということも考えております。また、指導室にもともとある教育相談、教育相談所での教育相談等でも、不登校の相談があった場合には、こちらの「みらい」の事業ですとか、そういったところも御案内できるようにできればと考えているところです。

また、市でも、子ども・若者支援ネットワークといった、先ほどの市の子ども関係部署等が集まったネットワークがございますので、そちらでもこの事業につきましては周知させていただいて、何か不登校のことで御相談とか関係機関にあった場合には、教育委員会にもつないでいただくことも考えておりますので、そういった周知に努めていきたいと考えております。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ぜひよろしく申し上げます。不登校で迷っている方がいたら、そこで相談に乗れるという、調布市としては非常にすばらしい取り組みかと思っておりますので、周知徹底をよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございますか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 同じく資料6、「みらい」についてでございますけれども、別紙のしおりですが、何回か作り直したり、考え直したりして、いいものになってきたなと思っております。こう見ていきますと、例えば『「みらい」とは』というところからの見開きの部分についてちょっと気になるのは、いわゆる丁寧語の使い方です。例えば、『「みらい」とは』の2行目、「不登校児童・生徒のご自宅や公共施設などに訪問し」。例えば、この「ご自宅」の「ご」だけを取って、「生徒の自宅や公共施設などを訪問し」とか、どちらがいいのかなとか、そういうのが何箇所か気になりますので、いま一度御検討いただければと。

それから、裏のほうに行きますと、先ほど福谷委員も心配されておりました、ここになると、「学校に相談」に始まって、「学校に」というのが各部分に、「学校にご相談」「学校にお伝えください」「学校を通してお伝えします」「学校に報告します」、こう学校学校と。中のほうには「学校に」というのがないのです。

そうすると、実際に保護者、あるいは中学生になると、本人がこういったものを見たと

きに、かなり神経質な状況にある子たちにとって、開いて、読んでいくうちに、学校とはかわりたくないというのも出てくるのかなと。そこら辺りも恐らく御検討されているとは思いますが、今後も十分にその対応ができるように、ひとつお願いしたいというのが1点であります。

それから、もう1つは質問ですけれども、この資料6の最初の4の「新たな適応指導教室設置」とありますが、これについては何かお考えはあるのでしょうか。

以上2つ、意見と質問です。

○大和田教育長 所指導室長。

○所指導室長 まだ未確定の部分はございますけれども、先ほど統括指導主事から説明させていただきました課題のうちの1つが、中学校における不登校の回復期の生徒を対象にしているはしうち教室があるのですが、混乱期、低迷期の生徒に対応するようなものがないということなので、今後考えているところでは、中学校の混乱期、低迷期の生徒に対応する中学校の適応指導教室を開設できないかと考えているところでございます。そこを見通した形で、今、訪問型指導というものがあるのですけれども、その訪問型指導が先行して中学校はできているというようなイメージでございますので、その大もとの中学校の適応指導教室は今後開設していきたいと思っているところでございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。「太陽の子」が機能してしばらくたつわけですけれども、そこの兼ね合い等もあろうかなと。あるいは、小学校ですので、正規の教員が訪問するなりして対応するということについては、かなりの課題も出てくるのかなと思いますが、十分検討の上、考えを進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございますか。細川委員。

○細川委員 同じく「みらい」についてです。本当に時間のない中で、前回、ほかの委員も含めてですけれども、たくさんの意見が出たことに対して、こうして修正をしてくださったことに対して、まず感謝を申し上げます。ありがとうございます。

前回は相当多くのお声がありましたけれども、期待するところの相当大きい事業だと思います。ぜひ丁寧に進めていただきたい。その中で、学校に不信感を抱いているという不登校の生徒も中にはいると私も思いますので、その辺の配慮も丁寧に進めていただきたいところと考えます。

あと、資料6ですけれども、3番、不登校の段階に応じた支援例の一番右下のところで、「市内の様々な不登校支援事業を生かす・つなげる（『教育支援会議』における情報共有・調整等）」とあります。この教育支援会議の内容、構成、頻度等、もし情報がありましたら、教えていただけるとうれしいです。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 教育支援会議におきましては、指導室の中でいろいろな教育相談があるところがございます。教育支援コーディネーターですとか、スクールソーシャルワーカーですとか、そのほか「太陽の子」でも不登校の子等おりますので、そういったところが一堂に会しまして、不登校に関することですとか、そういったことをどのようにしていくかというのを話し合う場で情報交換等をしているところがございます。

今は不登校の支援事業の一覧等を作れないか、どういった支援があるかといった資料ができないかということで、今、相談員等を含めて話し合っているところがございます。そういった資料ができましたら、学校、保護者等、いろいろなところにまた周知していきたいと考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 その一覧ができるのはとても楽しみです。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 それでは、ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 諸報告

○大和田教育長 続いて、日程第3、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料9から14となりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 特に質疑、意見がないようですので、以上で諸報告を終わります。

以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和4年調布市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。ありがとうございます

ました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員